

西國輸出入統計年表ニ依レハ西國ノ石炭總輸入年平均額ハ約二百五十萬噸ニシテ一箇月平均ハ約二十萬八千噸ナリトス而シテ其供給ノ大部分ハ英國ヨリ之ヲ仰キツ、アルモノナルカ本年一、二兩月中西國ヘ輸入セラレタル石炭總額ハ僅ニ二十三萬噸ニシテ前年度ニ比シ多大ノ減少ヲ見タリ而シテ尙ホ今後ニ於テモ益船賃ノ騰貴ヲ來スヘキ傾向アルト又最近英國ニ於テ多數ノ義勇兵募集ノ結果石炭ノ採掘量著シク減シ爲ニ遠カラス石炭輸出制限案ノ同國議會ニ提出セララルヘシトノ噂サヘ傳ヘラル、ニ當リ西班牙ハ此際速ニ臨機ノ策ヲ講シ以テ後日ニ備フルニアラサレハ石炭缺乏ノタメ内地商工業ハ必ス一大厄境ニ陥ルヲ免レサルヲ恐ル、トノ理由ニ基キ今般特ニ勅令ヲ以テ四月九日官報ニ依リ同勅令發布ノ日ヨリ西班牙國宛ニテ外國港ヲ積出セル石炭ハ悉ク其輸入稅ヲ全廢シ且ツ其運輸稅ヲモ廢止スルコト、セリ(例ヘハ同石炭ノ西國內ニ於ケル運送ハ特別運賃ニ依ル)而シテ此結果西國ニ不足ノ石炭ハ多分米國ヨリ輸入セラル、コト、爲ルヘキモ或ハ此際本邦ヨリ輸出スルコト必スシモ不可能ナラサルヘシト思考ス

瑞典諾威及丁抹國法令

## 瑞典諾威及丁抹國法令

第一 瑞典國ニ於テ輸出材木ニ戰時保險ヲ附スルコトヲ許可  
スルノ件

(四月九日ロンドン・ガゼット)

Foreign Office, April 7, 1915.

The Secretary of State for Foreign Affairs has been informed by His Majesty's Minister at Stockholm that, according to an official announcement published in that Capital on the 23rd ultimo, wood cargoes from Sweden will in future be granted war risk insurance whatever their destination. This affects all wood goods which were not considered contraband by Germany prior to the issue of the German order of November 23rd last.\*

\* See London Gazette of Tuesday, December 22nd, 1914.

## 第二 輸出禁止品ノ件

(一) 瑞典國ノ輸出禁止品

瑞典諾威及丁抹國法令

瑞典諾威及丁抹國法令

七五二

○瑞典國輸出及通過貿易禁止品(六月十九日官報) 本件ニ關シ同國駐劄内田特命全權公使ヨリ本年四月二十三日附テ左ノ如ク報告アリ(本年三月二十日日本欄内參看)(外務省) 瑞典國ニ於ケル輸出禁止品及通過貿易禁止品制定ニ關シテハ再次報告セシカ其後追加改定セラレタル點抄カラサルカ本年四月十五日調査シタル輸出禁止及通過貿易禁止品目左ノ如シ

(一)輸出禁止品目表

- 一 鉛鐵
- 一 菱苦土石
- 一 石炭(普通石炭、無煙炭、泥炭、「コークス」、煉炭、木炭及其他ノ特定セサル燃料)
- 一 馬
- 一 牛
- 一 豚
- 一 天然及人造動物性脂
- 一 油脂、「プレミヤージュス」及(?)ヲ含ム
- 一 「マルガリン」
- 一 穀類即チ黑麥、小麥、大麥、豌豆及蠶豆、鳩豆、日本產豆、麥芽、玉蜀黍等
- 一 粉狀ノ穀類即チ粉及粒(葛粉及其他植物性粉ヲ含ム)、燕麥、小麥、大麥、玉蜀黍、黑麥等ノ粉並ニ燕麥、小麥、大麥等ノ粗粉
- 一 米、米粉及同粗粉
- 一 特定セサル粗粉、「サゴ」、「マカロニー」、素麵
- 一 馬鈴薯製澱粉
- 一 糖類即チ燕麥糖、小麥糖、玉蜀黍糖、米糖、黑麥糖及其他ノ糖

一 葉及乾草

一 馬鈴薯

- 一 油粕類即チ棉實粕、苧實粕、菱實ノ粕、亞麻仁實粕、菜種粕、日本產豆ノ粕、燕麥種子ノ粕並ニ玉蜀黍粉、粉末及粉末ニセサル榨ノ實又ハ菱實ヲ以テ製シタル油粕等
- 一 特定セサル馬糧例ヘハ「ドラーク」及麥芽滓、萌芽セル大麥、油氣アル粕類及動物質ノモノヨリ成ル粕並ニ糖蜜粕等
- 一 人造「バタ」及「マルガリン」
- 一 脂類
- 一 細菌學用「ペフトン」
- 一 「ソップ」板(肉或ハ菜ノ煮汁ヲ蒸餾、乾燥セシモノ)
- 一 乾糕、蒸菓子、「ケーク」、薑餅及糖菓ト認メラレサル各種ノ蒸菓子類

瑞典諾威及丁抹國法令

一 養犬用麵麩

一 工業用酒精

- 一 衣服用ニ屬セサル皮及革—加工セサルモノ即チ生皮又ハ鹽漬ニシテ截切セサル一箇ノ重量一四基以上並ニ乾燥シ截切セル一箇ノ重量三基以上ノモノ
- 一 衣服用ニ屬セサル皮及革—加工シ又ハ半加工シタルモノ即チ靴ノ裏革、海馬ノ革、機械用調革並ニ是等皮革ノ斷片及其他蠟引皮等
- 一 截切セルモ加工セサル皮及革即チ靴ノ裏皮、馬車馬用目隱、蠟引皮、金箔ヲ施セル皮等
- 一 男子用靴
- 一 馬具類(紡績品及革製品等ヲ含ム)即チ鞍、鞭、剃刀用研革及各種ノ擊劍及拳闘用手袋

七五三

一 衣服用ニ屬スル毛皮—加工セサル  
犬、馴鹿、狼又ハ牡鹿ノ毛皮、加工  
シタル犬、馴鹿、狼又ハ牡鹿ノ毛  
皮、加工シ且ツ裁縫セル衣服用毛皮  
類即チ頭巾、外套、足袋、腕套、頸  
飾等

一 加工セサル木材—「ハコヤナギ」

一 樅樹皮及特定セサル鞣皮用樹皮

一 「スキー」(氷靴)及「スキー」用棒

一 「グタヘルカ」紙

一 外科用絹絲

一 染メ又ハ染メサル羊毛

一 有角獸毛

一 染メ及染メサル再製羊毛(「シヨツテ

イ」及「ムンゴ」)、染メ又ハ染メサ

ル羊毛屑

一 毛絲(少クモ一割ノ羊毛ヲ含メルモ

ノ)

一 毛布

一 毛織物(絹絲ヲ除キ他ノ紡績絲ト毛  
トノ交織物ヲ含ム)但シ工業用機械  
ニ用フル毛氈、天鷲絨擬、製造所用  
卷毛氈、梳毛絲二本ヲ以テ織リタル  
織物ニシテ少クモ—「サンチメー  
ル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモ  
ノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ—  
「メートル」平方ニ付キ—〇〇「グラ  
ム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服  
用織物ニシテ—「メートル」平方ニ  
付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ  
有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ  
含メルモノ等ハ輸出シ得ルモ—「メ  
ートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」  
以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織  
物ハ輸出ヲ禁止ス

一 羊毛製靴足袋

一 羊毛製手套

一 男子用胴衣及編物

一 裁縫シ又ハ裁縫セサル愛斯蘭土胴  
衣

一 亞麻、苧麻、黃麻、麻屑

一 黃麻絲(他ノ紡績絲ノ交ラサル)晒

シ又ハ晒サ、ル二本若クハ二本以

上ヲ以テ撚製シタルモノ

一 純黃麻ノ織物—空囊

一 護謨

一 特定セサル毛織物—「メートル」

平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ

重量ヲ有シ裁切セルモ加工セサル

モノ

一 毛布(縁ヲ隣リ又ハ縁取りセルモ

ノ)

一 既ニ使用セル黃麻製袋

一 未タ使用セル黃麻製袋

瑞典諾威及丁抹國法令

一 粗製護謨—「グタヘルカ」、—「バラ

タ」

一 軟質護謨製品—充實シ又ハ空洞ノ  
「タイヤー」、自動車用「タイヤー」其  
他ノ軟質護謨製品

一 護謨屑及破損セル護謨ヨリノ製品

一 「ブリック、ド、マグネシト」

一 石墨製坩堝

一 截石器

一 「フォント、ミロイタント」、—「フェロ、

マンガネーズ」、—「フェロ、クローム」

一 截切シ又ハ截切セサル鍍錫鐵板

一 特定セサル鐵板製品(一箇一基ノ重

量ヲ有スルモノ)但シ前記ノ諸品ニ

シテ鍍金シ及蠟引セルモノ竝ニ特

定セサル諸機械ノ部分品ハ輸出シ

得ルモノトス

一 刀劍類即チ擊劍用ノ劍、軍刀、銃劍

瑞典諾威及丁抹國法令

- 及其他ノ白刃竝ニ鍍金シ鍍銀シ又ハ他ノ金屬ヲ鍍シタル附屬品等
- 一火器即チ拳銃、臺附及臺ナキ機關銃及一切ノ附屬品但シ獵銃ハ輸出スルコトヲ得
- 一特定セサル軍用品即チ鋼板、大砲、榴彈砲、臼砲、銃砲彈、藥筈(空又ハ裝藥セルモノ)、砲架、彈藥車及彈藥庫、水雷等
- 一古鐵竝ニ鍛鍊シ得ヘキ古鐵
- 一銅竝ニ銅ト亞鉛其他ノ卑金屬(二種以上)例ヘハ「フェル、シヨーン」、青銅、「ブリタニアメタル」、「アルミニウム」、安質母尼及「クローム」等トノ合金、加工シ又ハ加工セサル銅(但シ精製シタルモノニシテ原產地證明書ニ依リ瑞典國工場ニ於テ瑞典產タル原料ヲ以テ製シタルモノナルコトヲ得

七五六

- ノナルコトヲ證明シ得ルモノヲ除ク)
- 「フェル、シヨーン」、「アルミニウム」、白銅、「メタル、ブラン」等
- 鑄銅製「アノード」(穿孔シ又ハ穿孔セサルモノ)、各種ノ銅滓
- 一銅及銅ト卑金屬(單數)例ヘハ「フェル、シヨーン」、青銅、洋銀、「アルミニウム」等トノ合金
- 銅ノ薄板及「リボン」、竿、堅硬ナル白鐵ノ小片、釘、管、線、絶縁シ又ハ絶縁セサル「ケーブル」
- 但シ鍍金又ハ鍍銀セル線ハ輸出スルコトヲ得
- 一加工セサル鉛、同滓渣、加工セル鉛薄板、管及其部分品、線及竿、霰彈及彈丸
- 一加工セサル錫、同滓渣、加工セル錫

管及其部分品、薄板及板、竿

一蒼鉛

一金ノ地金

一金貨(旅行者ハ二〇〇「グーロイン

ヌ」以上ノ金銀貨ヲ携帯シテ出國ス

ルコトヲ得ス)

一銀ノ地金

一銀貨(旅行者ハ二〇〇「グーロイン

ヌ」以上ノ金銀貨ヲ携帯シテ出國ス

ルコトヲ得ス)

一發動機用「エンフランマタール、エ

レクトロマガネチーク」

一完成セル自動自轉車及其部分品

一發動機ナキ車輛(商品運搬用ノモノ)

一發動機附車輛(旅客及商品運搬用

ノモノ)

一礦油(天然ノモノ又ハ精製セサルモ

瑞典諾威及丁抹國法令

ノ及精製セルモノ)即チ燃料石油、塗脂用油、「ベンジン」、「ガソリン」、「パラフィン」、「オゾケリット」、「セレン」

一「アセリン」(人造品モ包含ス)、樽又

ハ其他ノ容器入ノモノ、重油及礦

油ヲ含ム機械用脂及塗脂用油(但シ

礦油ヲ主成分トセルモノ)竝ニ特定

セサル其他脂類

一植物性油即チ樽及其他ノ容器入ノ

亞麻仁油、蕪菁種子油、菜種油、阿列

布油、落花生油、胡麻油、棉實油竝ニ

他ノ種類ニシテ他ノ部類ニ入ラサ

ルモノ即チ苧實油、蓖麻子油、玉蜀

黍油、日本產豆油及其他

一植物性脂即チ棕櫚油、椰子油、椰子

「バター」、日本蠟及通常液體ニアラサ

ル他ノ植物性脂

- 一動物性油即チ肝油、鯨油、豚油、動物性脂ニシテ他ノ部類ニ屬セサルモノ即チ「スベルマセチ」、骨脂、「ラノリン」、「デクラ」
- 一「コティン」及他ノ油氣アル酸類
- 一「グリセリン」(生及精製セルモノ)
- 一「マスチック」
- 一「リゾール」
- 一硫黃
- 一硫酸及無水硫酸
- 一枸橼酸
- 一「サリチル」酸
- 一庖厨用鹽(粗鹽)、岩鹽及海鹽、精製鹽、臭素、臭素加里、臭化「アムモニウム」、沃度等
- 一酒石酸安質母「カリウム」
- 一水銀
- 一液體酸素

- 一石炭酸、「クレゾール」、「メタクレゾール」
- 一格魯般的列竝ニ油、「ムスチック」、祕露油、安息香(生及精製セルモノ)
- 一普通ノ的列竝ニ脂
- 一的列竝ニ「エッセンス」(但シ原產地證明書ニ依リ瑞典國製造所ニ於テ製造シタルコトヲ證明シ得ルモノヲ除ク)
- 一「フォルマリン」
- 一「リトマス」藍色染料
- 一精製樟腦
- 一「ブードル、ノアール」、綿火藥、無煙火藥、「ダイナマイト」、及其他ノ爆發藥、雷管、爆發物、藥筭(裝藥シ又ハ裝藥セサルモノ)、爆管
- 一鞣皮用植物性材料例ヘハ鞣皮用樹皮等

一單寧酸

一細菌學用「ゼラチン」

一石花菜

- 一「サリチル」酸、「アドレナリン」、蘆薈、「アリピン」、「アンチフェブリン」、「アンチピリン」、「ピラゾロナム」、「フェニチリカム」、「アレコリン」、「アトロピン」、臭素鹽類、「ヴェロナール」、「ザギタリス」葉、「ザガレン」、「ザキタリス」、「ヅボイツン」、「エビネフリシ」、「オイカイン」、「フェナセチン」、「フィヅチグミン」、「グタベルカ」膏、「ウロトロピン」、「フォルミン」、「アミノフォルム」、「ヒドラスチス」根、吐根、「ヨードフォルム」、規那皮、規那鹽、抱水「クロラール」、「クロレチール」、「クロルメ

瑞典諾威及丁抹國法令

- チール」、「コロ、フォルム」、「カフエーン」、古加葉、鹽酸「コカイニン」、「コルシニメルキエール」、水銀鹽、水銀軟膏、「ルミナール」、「モルヒネ」、阿片、「コティン」、「ノヴァカイン」及其他藥用阿片製劑、「プロボナール」、「ピラミドン」、「ピラゾロナム」、「ヂメチーラミノフェニールヂメチリカム」、大黃根、藜蘆根、「サグラダ」皮、「サリピン」、「ピラジチローム、フェラルヂメチリカム、サリシリカム」、「サルヴァルサン」及新「サルヴァルサン」、「サントニン」、「セネガ」根、旃那葉、「ヒオシン」、昇汞錠、「テオプロミン」、「セメン、ユルキチ」、「トロバコカイン」、醫用痘種及血清
- 一有機性臭化物液、沃度液、水銀鹽、

瑞典、諾威及丁抹國法令

散爾質兒酸鹽、蒼鉛鹽等

一臭化鹽等

一縫合針

一體溫器

一「テグス」類(腸線絲)

一襪

一阿片

一「セルローズ」綿、繃帶用「ガーゼ」、繃帶、護謨製衛生材料ノ一部分ヲ除キ他ノ外科手當用材料モ亦輸出ヲ禁止ス

(一)通過貿易禁止品目表

一 刀劍類即チ軍刀、劍及其他ノ刀劍類及附屬品並ニ鍍金若クハ鍍銀セル部分品等

一 火器類(拳銃、臺附及臺ナキ機關

(二) 諾威國ノ輸出禁止品

七六〇

銃及一切ノ附屬品ヲ含ム)

一 特定セル軍需品即チ鋼板、大砲、榴彈砲、白砲、銃砲彈、藥莢(空又ハ裝藥セルモノ)、砲架、彈藥車及彈藥庫、水雷等

一 藥莢製造用銅及眞鍮板並ニ「リボソ」(屈曲シ且ツ凸狀ヲ成セルモノ)

一 加工セル鉛及鉛屑

一 加工セル鉛即チ狩獵用彈丸及霰彈

一 自動自轉車及部分品

一 發動機附及發動機ナキ車輛

一 「グリセリン」

一 「ブードル、ノアール」、綿火藥、無煙火藥、「ダイナマイト」及其他ノ爆發藥、雷管、爆發物、藥莢、(裝藥シ又ハ裝藥セルモノ)、爆管

一 「ブードル、ノアール」、綿火藥、無煙火藥、「ダイナマイト」及其他ノ爆發藥、雷管、爆發物、藥莢、(裝藥シ又ハ裝藥セルモノ)、爆管

○諾威國輸出禁止品(六月十日官報)本件ニ關シ同國駐劄内田特命全權公使ヨリ本年四月四日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ(外務省)

昨年歐洲開戦以來諾威國ニ於テモ輸出禁止品ヲ制定シ漸次其數ヲ増加セシカ本年三月二十六日現行ノ輸出禁止品目左ノ如シ

加工セル「アルミニウム」但シ諾威國

製造所ノ製品ニシテ原產地證明書

ヲ添付セルモノヲ除外ス

「アルミニウム」屑

加工セル「アルミニウム」即チ板、管、

竿及線等

軍需品

「アニリン」

内、外科、獸醫科、齒科及患者看護用

器械類

移楊樹

自動車

自動車「タイヤ」

護謨屑

瑞典、諾威及丁抹國法令

七六一

「バラタ」粗製及加工品

「マンゾール」

鍛鐵

包裝用鐵葉

鉛

「クレオリン」

自轉車「タイヤ」

「ダイナマイト」用雷管

各種電氣機械但シ諾威國ノ製造品ニ

シテ原產地證明書ヲ添付セルモノ

ヲ除外ス

食物即チ鯨、鯨及鯨ノ肝臟ヨリ製シ

タル粉末但シ鱈及其他ノ魚類ノ「グ

アノ」(肥料)ヲ除外ス

瑞典、挪威及丁抹國法令

食料品但シ魚類、魚製品、「コンデンス  
ド、ミルク」、「バター」、乾酪、珠果、野  
鳥獸、鶏、鶏卵、珈琲及香料ヲ除外  
ス（船舶ハ航海ニ必要ナル食料品ヲ  
輸出スルコトヲ得）

單寧

山羊

鐵線

「インザアラバー」

金（加工シ又ハ加工セサルモノ、貨幣

ニ鑄造シ又ハ鑄造セサルモノ但シ

金製裝飾品ハ除外スルコトヲ得）

「ガタヘルチヤ」（生又ハ精製セルモ

ノ）

馬

革及皮並ニ皮製品

内、外科、獸醫科並ニ齒科及一般ノ患

者看護用器具類

沃度

黃麻（生及精製セルモノ）

黃麻製織物但シ荷造用品ヲ除外ス

「インザアラバー」（生又ハ半精製ノモ

ノ）

雙眼鏡

鹽酸加里及其他ノ加里鹽類

加工セサル銅、挪威國製造所ニ於テ

製シタル銅ニシテ原產地證明書ヲ

添付セルモノヲ除外ス、銅又ハ真

鍮ノ薄板、銅又ハ真鍮ノ「ロール」ニ

掛ケタル若クハ鍛冶セラレタル竿、

銅線及真鍮線並ニ其荒引線及浮渣、

藥莢製造用銅型、銅及真鍮製釘及

管

「コークス」

「クレゾール」

石炭

生畜

「リゾール」

藥劑（沃度ヲ含ム）但シ禁止品ノ内ニ

ハ毒藥及藥品ノ賣買ニ關スル千九

百八年八月二十九日ノ敕令ニ記載

セル諸品並ニ酒精、枸橼酸、「コロザ

ウム」、鹽酸、硫酸、「ラクチン」、「フ

オルムアルデヒド」溶液、祕露油及

「ワセリン」等ヲ包含ス

「マルガリン」及其製造用原料

軍需品製造用機械類

鑛油

真鍮

十五馬力以上ノ發動機ニシテ一分間

ニ六百回以上ノ回轉ヲ爲シ一馬力

ニ付キ二五基以下ノ重量ヲ有スル

モノ

發動機附船舶

瑞典、挪威及丁抹國法令

水酸化「ナフタリン」

「ナフチラミン」

加工セサル「ニッケル」但シ挪威國製造

所ノ製品ニシテ原產地證明書ヲ添

付シアル「ニッケル」ヲ除外ス

「ニッケル」鑛物

馴鹿

「サルチル」酸

豚

「スキー」（氷靴）

櫛

全部又ハ一部分鑛物ヨリ製シタル脂

硫黃

銀（加工シ及セサルモノ貨幣ニ鑄造シ

又ハ鑄造セサルモノ）但シ銀製裝飾

品ハ除外スルコトヲ得

「テレピン」油但シ挪威國製造所ノ製



瑞西國法令

瑞典諾威及丁抹國法令

七六四

品ニシテ原産地證明書ヲ添付シアルモノヲ除外ス

「タール」ヨリ製シタル色料（「アニリン」、水酸化「ナフタリン」、「ベンゾール」、「クレゾール」等）

空堀

囊

泥炭

木炭

懐中電燈用乾電池

羊毛及羊毛製品（羊毛屑ヲ含ム）

武器（一切ノ附屬品共）

加工セサル錫、竿及圓錐狀ノ錫

「パラフィン」、地蠟「セレサヌ」

種油、橄欖油、麻實油、玉蜀黍油、獸

脂油、樹脂油、胡麻油、落花生油、

棉實油、棕櫚油、椰子油

全部又ハ一部分植物性ノ油若クハ脂

ヲ以テ製シタル脂

骨油

# 瑞西國法令

## 第一 輸出禁止品ノ件

(第一輯第二四一頁參照)

○瑞西聯邦輸出禁止品(六月四日官報)本件ニ關シ伊國駐劄林特命全權大使ヨリ本年二月十三日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ(外務省)

(甲號)瑞西國輸出禁止品目表(藥品ヲ除ク)

以下千九百十四年九月十八日禁止ノ分

武器及部分品、小銃用木材、胡桃材、軍需品、爆裂物及發熱物、硫黃、硝石、曹達銅、錫、亞鉛、鉛、鐵(古鐵)、各種ノ鐵線及鋼線、鐵軌條及鐵製小梁類、電話機並ニ部分品特ニ顯微音器、野戰用「ケーブル」、絶縁用「インヂアラバ」、電池

瑞西國法令

商品及旅客運搬用船舶及車輛但シ發動機ヲ添付シ又ハ添付セサルモノ(自轉車ヲ包含セス)

衛生材料(内科及外科用機械、器具ヲ包含セス)、藥劑(血清液及「ワクチン」ヲ除ク)、消毒劑

鑛油、「コールター」及脂性油(「ベンゼン」、石油及其殘滓、「ナフタ」、「テルピン」油等)、「タール」、酒精、各種燃料(石炭、褐炭、「コークス」、煉炭、薪等)

軍隊用 被服及下著、冬季用手套、靴足袋、靴(一足ノ重量一二〇〇グラム)以上ノ)、毛布等ノ如キ軍裝品

羊毛、棉花(生綿又ハ晒綿)、囊及其製造ニ用スル黃麻織物

馬、騾馬及驢馬竝ニ馬具、蹄鐵材料

大小家畜、家禽、軍用及警察用犬

各種馬糧(乾草、糠、葡萄實及諸果實ノ渣)、菓、各種ノ敷菓、種子、人造肥料、骨及骨粉

食料品但シ生牛乳、鮮魚類、干菓子、糖果(果實砂糖漬)、蒸餅、砂糖ヲ含マサル精良ナル麵麩、「チョコレート」、咖啡代用品、特製品(「マギー」(Maggi)調味品、赤茄子「ソース」、小兒用食用粉、「オヴオマルチヌ」ノ類)、諸飲料及鑛水、煙草ヲ除ク

靴匠用糊及澱粉、澱粉末、護謨液

以下千九百十四年十月二十日禁止ノ分

獸皮及革

加工セサル各種ノ獸皮

男子用未 完成靴皮、軍隊用及軍馬用未 完成又ハ完成セル皮製部分品

探射燈

再梳セル羊毛

毛絲、毛織物及羊毛製品(純粹ノモノ又ハ混合ノモノ)

以下千九百十四年十月二十七日禁止ノ分

「インザアラバー」及其代用品

諸車輛及自轉車用護謨製「タイヤ」類

以下千九百十四年十一月二十七日禁止ノ分

粗製硝石

單寧及鞣皮用樹皮

羊毛屑、梳キ残り羊毛

人造羊毛

粗製「カルボリンドン」

黄鐵鑛(硫化鐵)

「フェロクローム」、「フェロ、マンガニズ」、「フェロ、マンガステン」(以上三種ハ粗狀ノモノ)

銅、鉛、錫、亞鉛竝ニ其合金ニシテ粗狀ノモノ竝ニ板、圓板、竿、線、薄板等ノ形態ニ在ルモノ

白銅及其合金ニシテ粗狀ノモノ竝ニ板、竿、薄板、線等ノ如キ形態ニ在ルモノ

「アルミニウム」及其合金ニシテ粗狀ノモノ竝ニ板、竿、薄板、線等ノ如キ形態ニ在ルモノ

硫化安質母尼

自動車用輕油發動機

自動車部分品(臺、函等ノ如キ)

瑞西國法令

硝酸鹽及亞硝酸鉛

壓搾瓦斯體若クハ液狀ヲ成セル一酸化窒素

硝酸鹽(硝石、硝酸曹達、硝酸「カルシウム」等ノ如キモノ)

亞硝酸鹽(亞硝酸曹達及亞硝酸「カルシウム」等ノ如キモノ)

硝酸、硫酸又ハ鹽酸下ノ混合酸鹽酸

硫酸、亞硫酸(水ニ溶解セルモノ、壓搾セルモノ及液狀ノモノ)

硫鹽酸、「ヴァイトリナル」油(發煙硫酸)

澱酸(單寧)、沒食子酸

單寧ヲ含メル越幾斯(液體及固體共)

以下千九百十四年十二月一日禁止ノ分

工業用動植物性脂及油、塗脂用ニ調製シタル各種脂及油

瑞西國法令

以下千九百十四年十二月十四日禁止ノ分

棉花及亞麻屑、製紙用古綱具及其他ノ屑類、刷損紙  
煮溶シタル襪襪  
高嶺土

雙眼鏡（「レンズ」装置ノモノ及「プリズム」装置ノモノ）

精製松脂（「コロファン」）

各種ノ蠟燭（但シ基督降誕祭樹木用ノ蠟燭ヲ除ク）

各種石鹼

洗濯用諸物品

以下千九百十五年一月二十二日禁止ノ分

各種咖啡代用品、新鮮及乾燥セル「シ

コニー」、炒焙セル無花果

「チョコレート」

七六八

酢、醋酸及酢精（但シ純醋酸一割二分以上ヲ含ムモノ）

全部若クハ一部軟質護謨ヲ以テ製セル物品（但シ彈性織物ヲ除ク）

「シャルボンド、コルニユー」

鐵葉若クハ切截セル鐵葉

各種電氣用「ケーブル」及純銅製又ハ銅

ノ合金製ノ絕緣電線

阿仙藥、「ガンビエー」護謨及喜納（東印

度産ノ植物ヨリ搾取セル濃紅色ノ樹膠）ヲ包含ス

木醋石灰

「コールタール」

焦臭ヲ有スル醋酸（粗製又ハ精製セルモノ）

（乙號）藥品並ニ消毒劑輸出ニ關スル

千九百十五年一月二十八日附瑞西  
國外務省決定

△印ヲ附セル諸品ハ新藥ナリ

「アセトアニリド」（解熱劑）

「アセトン」

「アセチル、サルチル」酸

拘櫞酸

「サルチル」酸及「サルチル」酸曹達

酒石酸

△天然及人造「アドレナリン」及其他「グ

ランド、シユレナル」ノ越幾斯（「シユ

ブラレニン」、「メラノフィン」、「エビ

レナン」等）

「アガル」

蘆薈

礬土

酒石酸鹽

△「アンチピリン」

△「アボモルフィン」

「アレコリン」及其鹽類

瑞西國法令

△亞篤爾昆涅及其鹽類

人造又ハ天然ノ祕露油

蒼鉛及其鹽類

臭素及其鹽類

△「カフエイン」及其鹽類

△麻酔用「クロロフォルム」

「コカイン」及其鹽類並ニ化合物

「コデイン」及其鹽類

哥羅地安

「クレゾール」及其石鹼液

△「ヂメチールマロニール」及其鹽類

（「ヴェロナール」）

△「ヂメチールアミドアンチピリン」

（「ブラミド」）

△「ヂオニーン」

粗製又ハ精製硫化依的兒

「フォルマリン」液（「フォルマルデヒ

ド」、「フォルミク、アルデハイド」、

七六九

瑞西國法令

- 「フオルモール」
- 純「グリセリン」
- △「ペロイヌ」
- 蓖麻子油
- 沃度及其鹽類
- 沃度「フォルム」
- 吐根
- 「ラノリン」(羊毛脂質液)
- 「マツチツク」
- 水銀及其鹽類
- 「モルヒネ」及其鹽類
- 「ナフタリン」
- △「ノヴォカイン」
- 鴉片及其粉末、越幾斯、丁幾類
- 固形體又ハ液體「バラフィン」
- 「バラフォルムアルデヒド」
- 過滿俺酸鹽加里
- 「フェナセチン」

(備考) 右甲乙兩號表記載ノ品ハ一般  
的輸出禁止品ニシテ其輸出ニ關シテ  
ハ其都度之ヲ聯邦政府ニ申請シ許可  
ヲ受クルヲ要ス又乙號表ハ從前時々

- 純石炭酸
- 西班牙產胡椒
- 規尼涅、格魯爾水素酸鹽及硫酸鹽
- 規那皮
- 大黃根
- 「サロール」
- 硝石
- 「サルバルサン」
- 「ネオサルバルサン」  
サントニン
- △「珊篤尼蒿」
- △「スコボラミン」
- △「麥角」
- △「殺蟲劑」
- 硫酸銅
- 單寧
- △「テオプロミン」及其鹽類並ニ化合物
- △「トロパコカイン」及其化合物
- 「アセリン」

輸出ヲ禁止シタルモノヲ合シ之ニ新  
輸出禁止品ヲ加ヘ本年一月二十八日  
附ト爲リテ發布セラレタルモノナリ

伯刺西國法令

# 伯刺西國法令

## 第一 外國人ノ組織セル伯國商會社ニ關シテ中立嚴守上伯國政府ノ爲シタル宣言

(大正四年三月六日附報告)

伯國政府ハ今回ノ戰亂ニ際シ宣言布告シタル中立ヲ維持嚴守スル爲メ隨時機宜ノ手段ヲ講シ且必要ナル宣言ヲ爲シタルカ今般伯國政府ハ商會社ニシテ當國內ニ本據ヲ有シ伯國商會登記所ノ登記ヲ經テ國內ニ營業活動セルモノハ該會社ヲ組織セル個人ノ國籍如何ヲ問ハズ現行法令ニ從ヒ之ヲ伯國會社ト認ムルカ故ニ若シ此等會社カ交戰諸國中ノ孰レカノ行爲ニ對シ損害賠償ヲ要求スル場合ニハ一應事實ノ調査並ニ事情ノ審察ヲ遂ケタル上該要償カ當ニ絶對的根據ヲ有スルノミナラス尙ホ此等會社ノ行動カ何等政治上ノ目的ト關係ナキコトヲ確認スルニアラサレハ該要償ニ關シ伯國政府ノ援助ヲ與ヘサル旨宣言シ右ノ次第本年二月二十二日附公文ヲ以テ伯國外務卿ヨリ通牒有リタリ其全譯文左ノ如シ

伯國外務卿來翰譯文

外務省政務局 各 第一號

以書翰致啓上候陳者伯國政府ハ殆ト全歐ニ亘レル現戰亂中局外中立ヲ宣言シ以テ重大ナル責任ヲ有スルニ至レルコトヲ自覺セルカ故ニ伯國カ廣汎親善ノ關係ヲ維持セル諸國間ニ現

伯刺西國法令

ニ進行中ナル抗爭ニ就キテ義務履行上困難アリタルニ拘ハラス尙ホ且之レカ履行ニ努力シ  
毫モ躊躇スル處ナカリシカ伯國政府ハ此ノ公正ナル態度ヲ保持セントスル同一ノ目的ヲ以  
テ左ノ宣言ヲナスヲ必要ト思料致シ候

商事會社ニシテ當國內ニ本據ヲ有シ伯國商事登記所ノ登記ヲ經テ國內ニ營業活動セルモノ  
ハ該會社ヲ組織セル個人ノ國籍如何ヲ問フコトナク此點ニ關シテ恰カモ泰西商法ノ原理ト  
一致セル現行法規ニ從ヒ之ヲ伯國會社ト認ム從テ之等會社ノ法人トシテノ國籍カ其社員ノ  
國籍ト異ナルノ結果ヲ生スヘシト雖モ而カモ伯國政府ハ外國人ノ組織セル商事會社カ交戰  
諸國中ノ孰レカノ行爲ニ對シ損害賠償ヲ要求スル場合ニハ一應事實ノ調査及事情ノ審察ヲ  
遂ケ而シテ該要償力管ニ絕對的根據ヲ有スルノミナラス尙ホ此等會社ノ行動カ何等政治上  
ノ目的ト關係ナキコトヲ確認シタル上ニアラサレハ該要償ニ援助ヲ與ヘサル筈ニ有之候  
伯國政府ハ伯國ノ嚴守シ來レル局外中立ト相容レサル行爲ヲ行ヒタル者カ該行爲ヲ掩蔽セ  
ンカ爲メ平和的關係ニ於テ眞容且ツ有效ナルヘキ法律上ノ一原則ヲ援用シ來リテ其庇護ニ  
濫セント企ツルヲ禁止センカ爲メ上記方法ニ依ラントスル次第ニ有之候  
本官ハ茲ニ閣下ニ向ツテ優高ナル敬意ヲ表シ候敬具

千九百十五年三月二十二日 リオ、デ、ツヤネイロニ於テ

ラウロ、ミュルレル(外務卿手摺)

日本特命全權公使 畑 良太郎 閣下

大正四年九月十八日印刷  
大正四年九月二十一日發行

# 海軍大臣官房

印刷者

島 連 太郎

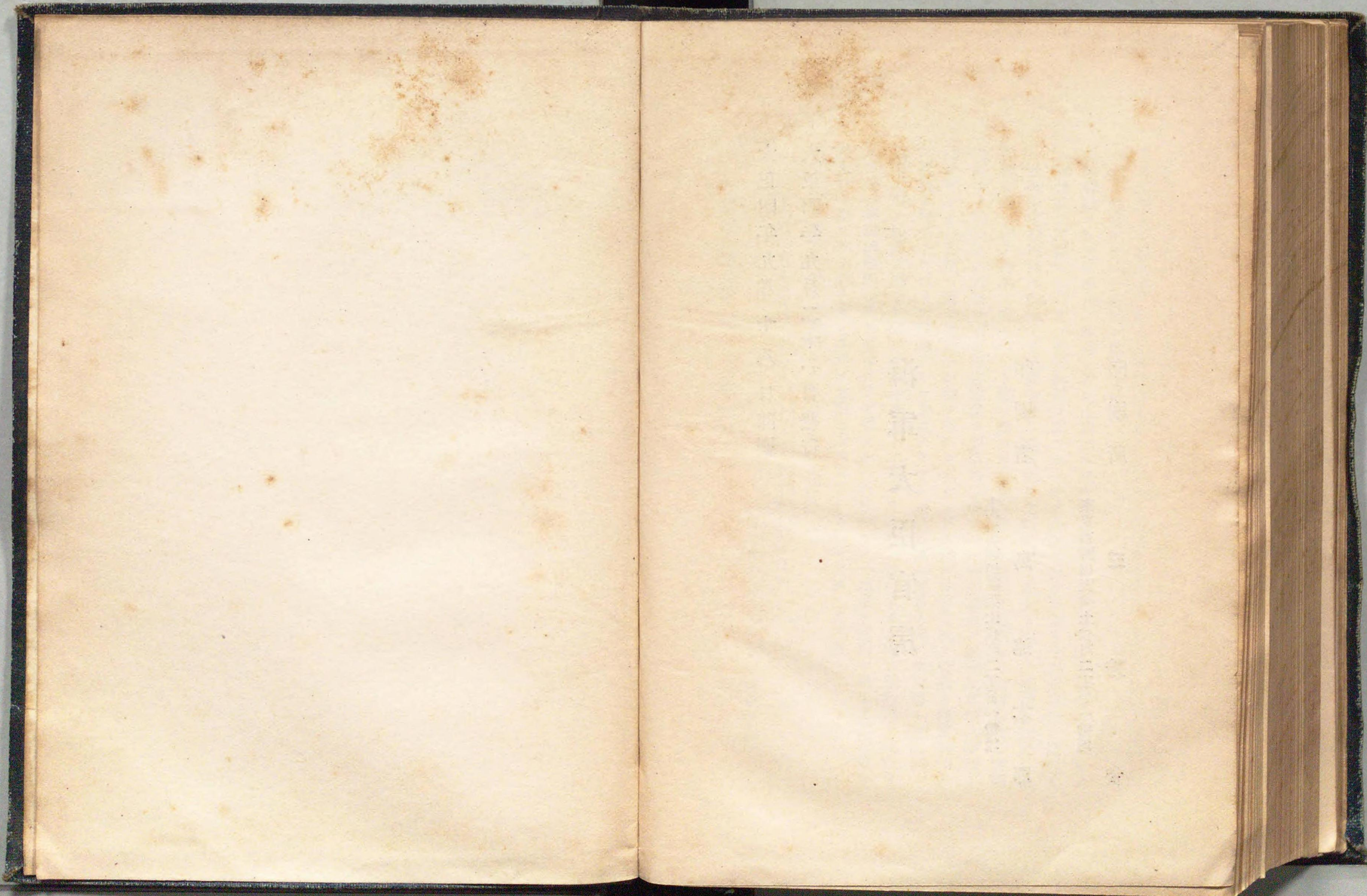
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所

三 秀 舎

東京市神田區美土代町二丁目一番地





147  
130

